

3 水管第 198 号  
令和 3 年 4 月 21 日

都道府県知事 殿

水産庁資源管理部長

「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の  
一部改正について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づく、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数量をいう。）の融通について、その運用に係る留意事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として令和 2 年 12 月 25 日付けで定めたところであるが、今般、別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

## くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改正後	改正前
<p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則</p> <p>1 くろまぐろ (小型魚) について (基本方針別紙2-1関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」  管理年度が終了する時点で、それぞれの<u>大臣管理区分又は都道府県</u>において、漁獲可能量の<u>配分量</u>に未利用分 (管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も未利用分を含むものとする。) がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント (WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率) を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の<u>配分量</u>に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の<u>配分量</u>は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。  また、それぞれの<u>大臣管理区分又は都道府県</u>において、その未利用分から<u>上記の繰越分</u>を除いて残量が発生する場合には、当該残量は、<u>WCPFCで合意された繰越率の下で許容される範囲内</u>で国の留保枠に繰り入れるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第6の5「国の留保からの配分について」  繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が<u>250トン</u>を超えている場合には、<u>留保枠が250トンを下回らない範囲において</u>、都道府県 (管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。) に対する追加配分を行うこととする。  <u>令和3年漁期 (令和3管理年度) においては、次の①から④までの方法により配分を行う。</u></p> <p>① 各都道府県に一律に3.0トン以内の数量を追加配分する。</p> <p><u>② 令和2年漁期 (第6管理期間) において漁獲可能量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量 (過去の超過数量の差引き分を</u></p>	<p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則</p> <p>1 くろまぐろ (小型魚) について (基本方針別紙2-1関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」  管理年度が終了する時点で、それぞれの管理区分において、漁獲可能量に未利用分 (管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も未利用分を含むものとする。) がある場合には、その管理年度の当初配分した漁獲可能量の10パーセント (WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率) を上限として、<u>翌年の</u>管理年度の漁獲可能量に繰り越すこととなっている。<u>翌年の</u>管理年度の漁獲可能量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。  また、それぞれの管理区分において、その未利用分から<u>追加配分する配分量</u>を除いて残量が発生する場合には、当該残量は、国の留保枠に繰り入れるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第6の5「国の留保からの配分について」  繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が<u>220トン</u>を超えている場合には、<u>次の①及び②の方法により</u>、都道府県 (管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。) に対する追加配分を行うこととする。</p> <p>① <u>留保枠が220トンを下回らない範囲において</u>、各都道府県に一律に3.0トン以内の数量を追加配分する。</p>

除く。)の7%を上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

③ 50 トンを上限とする数量を令和2年漁期(第6管理期間)における漁獲可能量の消化率が8割以上となった都道府県の数で除して得た量(小数点以下一位未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。)の等量を当該都道府県に配分する。

④ 平成29年漁期(第3管理期間)の都道府県別の配分量(平成28年漁期(第2管理期間)の超過量の差引きを除く。)の比率で追加配分する。

## 2 くろまぐろ(大型魚)について(基本方針別紙2-2関係)

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、漁獲可能量の配分量に未利用分(管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も未利用分に含むものとする。)がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント(WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率)を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その未利用分から上記の繰越分を除いて残量が発生する場合には、当該残量は、WCPFCで合意された繰越率の下で許容される範囲内で国の留保枠に繰り入れるものとする。

(3) (略)

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が50トンを超えている場合には、留保枠が50トンを下回らない範囲において、都道府県及びかつお・まぐろ漁業に対して、優先して配分を行う。

令和3年漁期(令和3管理年度)においては、次の①から④までの方法により配分を行う。

② ①の追加配分後の留保枠が220トンを下回らない場合には、さらに残りの留保枠を220トンを下回らない範囲において、平成29年漁期(第3管理期間)の都道府県別の配分量(平成28年漁期(第2管理期間)の超過量の差引きを除く。)の比率で追加配分する。

## 2 くろまぐろ(大型魚)について(基本方針別紙2-2関係)

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの管理区分において、漁獲可能量に未利用分(管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も未利用分に含むものとする。)がある場合には、その管理年度の当初配分した漁獲可能量の10パーセント(WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率)を上限として、翌年の管理年度の漁獲可能量に繰り越すこととなっている。翌年の管理年度の漁獲可能量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの管理区分において、その未利用分から追加配分する配分量を除いて残量が発生する場合には、当該残量は、国の留保枠に繰り入れるものとする。

(3) (略)

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が50トンを超えている場合には、留保枠が50トンを下回らない範囲において、都道府県及びかつお・まぐろ漁業に対して、優先して配分を行う。

① 都道府県に対し、都道府県ごとの平成 27 年度から平成 31 年度までの漁獲量の最大実績に混獲管理用の配分量等を加算した数量の 97%に達するまで配分する。

② 令和 2 年漁期（第 6 管理期間）において漁獲可能量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分数量（過去の超過数量の差引き分を除く。）の 7%を上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

③ 50 トンを上限とする数量を令和 2 年漁期（第 6 管理期間）における漁獲可能量の消化率が 8 割以上となった都道府県の数で除して得た量（小数点以下一位未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）の等量を当該都道府県に配分する。

④ かつお・まぐろ漁業に対し 200 トン、大中型まき網漁業に対し 50 トンを配分する。

なお、①から④までの方法による配分に必要な数量が不足する場合には、③の配分に充当する数量（50 トンを上限とする。）を、10 トンを下限として減少させることによって対応することとする。それによっても配分に必要な数量が不足する場合には、①の配分において、最大実績配分に乗じる係数（97%）を引き下げることによって対応することとする。

第 4～7 （略）

第 4～7 （略）